

令和7年度第2回理事会議事録

静岡県国民健康保険団体連合会

1 開催日時及び開催場所

令和7年11月27日（木）午前10時30分～午前11時38分
ホテルアソシア静岡 3階「葵」
静岡市葵区黒金町56

2 出席者の氏名

(1) 理事 8名

理事長	須藤 秀忠（富士宮市長）
副理事長	田村 典彦（吉田町長）
常務理事	前島 稔生（学識経験者）
理事	長谷川 寛彦（菊川市長）
	山下 正行（伊豆の国市長）
	杉本 基久雄（牧之原市長）
	仁科 喜世志（函南町長）
	太田 康雄（森町長）

(2) 監事 2名

会 員	星野 浄晋（西伊豆町長）
会 員 外	畔村 勇次（公認会計士）

(3) 書面表決による出席者 5名

副理事長	染谷 絹代（島田市長）
理 事	頼重 秀一（沼津市長）
	中野 弘道（焼津市長）
	池田 正見（静岡県医師国民健康保険組合理事長）
	佐古 伊康（しずおか健康長寿財団理事長）

3 理事会の議事の経過及びその結果

(1) 理事会の成立

理事総数13名のうち8名の本人出席及び5名の書面表決による出席があり、規約第30条に規定する定数に達したため、理事会は有効に開催された。

(2) 理事長挨拶

- ・11月14日、東京都千代田区の砂防会館において、「国保制度改善強化全国大会」が開催された。
- ・大会では、国保の財政基盤強化のための公費投入の確実な実施を始め、国保総合システムの開発や運用に当たり、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じることなどを求める12項目の決議を満場一致で採択し、政府関係者及び国会議員に代表陳情を行った。
- ・なお、大会当日には、本日御出席の函南町 仁科町長を始めとして、袋井市 大場市長、東伊豆町 岩井町長、静岡県歯科医師国保組合の尾崎理事長、その他多くの保険者の皆様が東京まで足を運んでいただいた。この場をお借りしてお礼申し上げます。
- ・国保総合システムの更改について、厚生労働省、国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金の三者による審査支払システムの共同開発の基本方針が示された。
- ・この方針に基づき国保連合会、支払基金の両機関で審査支払システムの運用コストの削減を図りつつ、両機関の審査支払業務が整合的に機能するためのシステムのモダン化及び審査業務へのA Iの活用の検討を進めていくこととなった。今後、国保中央会及び全国国保連合会と一体となってシステム更改に向けて具体的に取り組んでいく。
- ・また、厚生労働省国民健康保険課を中心に、自治体の事務負担軽減に向けて国保連合会の役割を強化し、自治体支援の持続可能なモデルを構築する検討を始めることとなった。
- ・国保連合会は、自治体から新たな業務を受託する体制を確保し、安定的な財政運営を図ることを目的としていることから、本会も積極的に議論に参加し、連合会の強化に取り組んでいく予定のため、皆様の御協力をお願いしたい。
- ・このほか、来年度からは介護情報基盤の運用開始、予防接種事務デジタル化対応や地単公費の現物給付化への対応等の準備が本格的に始まるなど、本会を取り巻く環境は、大きく変化していくため、本会としても、保険者の共同体として保険者満足度100%を目指し、医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として地方自治体を支援するため、引き続き職員一丸となって取り組んでいく。
- ・本日の理事会は、国保中央会の一括調達に係る契約の報告と令和8年度の国保連合会負担金及び手数料の改定、職員の服務に関する規則など本会諸規則の改定など三つの議題である。手数料の改定については、今年度が2年に一度の見直し年になっていることから、実費弁償の考えに基づき改定案を提出した。
- ・国保総合システムのクラウドへの移行に伴い、保守運用経費が更改以前に比べ増大している。また、今後の審査支払システムの支払基金との共同開発にかかる費用等に備えるため、各種積立資産への積立も必要な状況にある。併せて国保被保険者数減少に伴う取扱件数の減少が見込まれるため、国民健康保険診療報酬審査支払手数料など引き上げをお願いせざる負えない状況だった。

- ・詳細については、後ほど事務局から説明するが、今後の本会の安定的な運営に向けて、活発なご審議をお願いしたい。
- ・その他、補正予算に関する案件もあるので、よろしくお願い申し上げます。

(3) 県国民健康保険課長挨拶

- ・国民健康保険及び介護保険に係る円滑な事業運営に御尽力いただき、本県の健康福祉行政についても多大なる御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。
- ・国民健康保険をめぐる国及び県の状況について一言申し上げます。最初に、国の動向について2点申し上げます。
- ・1点目は社会保障制度改革関係である。少子高齢化の進展や医療の高度化等社会保障を取り巻く諸課題に対処すべく、国において様々な制度改革に向けた検討がなされている。背景には、拡大を続ける現役世代の社会保険料の負担に対して、既存制度における受益者負担や、応能負担のこれまでの在り方が課題とされている。具体的には、患者の窓口負担割合の拡大、金融所得を反映した保険料の算定、高額療養費の負担見直し、OTC類似薬の保険適用見直しなど、国保制度にも大きな影響があるトピックが連日報じられているため、国の制度を注視していくことが必要だと考えている。
- ・2点目は、マイナ保険証など医療DXに関する状況である。国保においては、すでに被保険者証の有効期限が7月末に到来しているが、経過措置の終了に伴い他の医療保険においても、12月2日以降はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに本格的に移行する。
- ・こうしたことから、国において積極的に広報を展開しているが、制度の移行の過渡期ということもあり、国民に十分浸透しているとは言い難い状況である。他にも、いわゆるスマホ保険証の運用が9月から、マイナ救急の運用が10月から全国展開されるなど、マイナ保険証を取り巻く状況は大きく変化している。国保の保険者としては安心して医療を受けられる環境の確保に向けて、マイナ保険証をめぐる最新の情報の把握に努めていく必要があると考えている。
- ・続いて県における状況について国が掲げる国保の制度改革に対応すべく、県内での保険料水準の統一に向けた検討を今進めているところである。人口減少化において持続可能な個々の運営を確保するためには、保険者の規模を大きくして県全体で支え合う仕組みを展開していくことが必要となる。こうしたことから市町の皆様とご協力をいただきながら様々な議論に取り組んでいるが、今年度は特に市町間での差異が課題となっている。
- ・保険料税の収納率の向上を通じた歳入の確保と合わせて、特定健診等の保健事業の取組強化による健康づくりの積極展開を通じ、歳出抑制に努めているが、こうした取組に当たっては、国保連合会が有する専門的な知見を十分に発揮されて、市町に寄り添った支援をいただいていることを、この場をお借りして感謝申し上げます。

- ・今後とも本県の健康福祉行政全般にわたり、市町並びに国保組合、国保連合会の皆様との連携を一層見つけしながら進めて参るので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(4) 議長選出及び議事録署名人選任

規約第28条の規定に基づき、須藤理事長が議長となって議事を開始した。
また、規約第31条の規定により、理事2名が議事録署名人に選任された。

(5) 議案及びその審議状況

①議案

ア 報告事項

- ・報告第1号 国保総合システム等に係るE Aライセンス調達の売買契約の報告
- ・報告第2号 セキュリティ等管理システム構築に係る機器等調達の売買契約の報告

イ 議決事項

- ・議案第1号 令和8年度静岡県国民健康保険団体連合会の負担金及び手数料の承認
- ・議案第2号 静岡県国民健康保険団体連合会諸規則の一部改正
 - 1 職員の服務に関する規則の一部を改正する規則
 - 2 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 3 静岡県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則
 - 4 静岡県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償請求事務共同処理規則の一部を改正する規則
 - 5 静岡県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則
- ・議案第3号 令和7年度静岡県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（業務勘定第1次）

②審議状況

<報告事項>

- 報告第1号： ○別添議案書の報告第1号から第2号により、事務局から報告
報告第2号 説明があった。

(理事)

- ・規則は予定金額を超える場合となっているので、2つの契約の予定金額をお知らせいただくことはできるか。

(事務局)

・全国の連合会からの委任を受けての調達であり、中央会での予定価格は全国の合算額ということになっており、中央会から各連合会は予定価格の報告を受けていないので、申し訳ないがお答えできるものではない。

○その後採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

<議決事項>

議案第1号： ○別添議案書の議案第1号により、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第2号： ○別添議案書の議案第2号-1から第2号-5により、事務局
(第2号-1から第2号-5まで) から提案説明があった。

(理事)

・後学のために教えてほしいのだが、施行期日に3月審査分から適用するとの記述があるが、どういうことか説明をしてほしい。

(事務局)

・診療報酬については、4月1日以降からの施行になるが、3月審査分から適用というのは、3月にレセプトを受付して審査をし、保険者へ請求をするのが翌月の4月になるので、3月審査分からであるという説明を付け加えている。

○その後採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第3号： ○別添議案書の議案第3号により、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

(6) 議案審議終了後、次の事項について説明があった。

<その他事項>

・国保総合システムの更改について（説明者：事務局）

(理事長)

・国が責任を持ってやるべきことを、国保連合会に押し付け

ること自体がおかしい。システム開発してシステム利用したところで、国保連合会に費用のしわ寄せがきて負担が増える状態であるならば、システム化についても必要なことだけはシステム化して、必要でないものは縮小するということを全国の国保連合会に示してくれないと、国民から反発を受ける。何につけても手数料等上げなくてはいけなくなる。もう少し検討の余地はないのか。

(事務局)

- ・各種会議で常務をはじめ静岡県の見解はいろいろ発言させていただいているところ。心強い励ましに感謝する。

4 議長の名

須藤 秀忠 (理事長)

この議事録が正確であることを証するため、署名する。

令和7年11月27日

議 長

静岡県国民健康保険団体連合会 理事長

富士宮市長

議事録署名人

吉田町長

菊川市長